

プラント輸出と戦後賠償の狭間

－岸政権下における輸銀法および輸出保険制度の改正－

八 代 拓

1. はじめに

輸出信用や輸出保険は、E.H.カーが指摘するように、海外市場の支配を通じて国家が国外に影響力を及ぼすための「経済的武器¹⁾」と位置づけられるものである。支配という表現は現代的観点から是非の間われるところではあるが、国際関係における政治権力と経済力の交錯を示す政策分野であると言える。戦後日本においては、東南アジア諸国との戦後賠償交渉が進む1957年、岸信介政権が輸銀法と輸出保険法の大規模改正を行い、制度拡充による通商拡大を目指した。そして今日に至るまで、日本輸出入銀行（輸銀）は国際協力銀行として、輸出保険制度は日本貿易保険として、日本の対外経済政策の一翼を担っている。しかし、これら制度は、なぜ岸政権下において改正されたのだろうか。そして岸信介の政策構想と戦後日本経済界の動向は、これら制度改正とどのように絡み合っていたのであろうか。これが本稿における問いである。

この問いに関わる先行研究に目を向けると、政治史と経済史双方から研究がなされてきたといえる。政治史研究においては、岸の満州人脈や財界人脈を視野に入れつつ、冷戦下での岸外交が論じられている²⁾ものの、具体的な

1) E.H.カー著、原彬久訳『危機の二十年』岩波文庫、2011年、243-248頁。

2) 例えば、末廣昭「経済再進出への道」中村正則他編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995年。保城広至「岸外交評価の再構築—東南アジア開発基金構想の提唱と挫折—」『国際関係論研究』17巻（2001年9月）。佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策（1955～1958年）」中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003年。権容爽『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年。長谷川隼人「岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討」一橋大学博士論文（2015年3月）など。

経済政策や制度との関係までを議論の射程に入れた研究は少ない。また、経済史研究においては経済政策に関わる制度改正の趣旨や影響を論じた研究はある³⁾ものの、その制度改正に至るまでの政治的動向までは射程に入っていないことが多い。すなわち、本稿の問いで述べたような両分野の結節点となる研究は管見の限り存在しない。

このような問題関心を踏まえ、本稿では岸信介政権下において輸銀法及び輸出信用制度の改正がなされた経緯を分析する。具体的には、まず岸信介の商工官僚としての経歴に着目しつつ、戦後における東南アジア⁴⁾ 経済外交の展開を述べる。次に、岸の経済外交の裨益者となった戦後日本経済界の海外事業動向を、「プラント輸出⁵⁾」に着目して述べる。その上で、輸銀法や輸出信用制度の改正が必要視されてきた経緯を述べる。そして最後に、岸信介の政策構想と日本経済界の動向の交錯について分析する。

2. 岸政権の成立と経済外交

(1). 「防長の誇り岸さん」の政界復帰

岸信介の経歴については多言を要さない。岸信介は、山口県吉敷郡山口町にて佐藤信介として生まれ、父秀助の実家である田布施町の岸家に養子として入った。名家出身の秀才として東京帝大で我妻栄と主席を争い、農商務省入省後には革新官僚として頭角を現した。そして満州国国務院を経て東条英機内閣の商工大臣に就任した人物である。戦後はA級戦犯容疑者として巣鴨プリズンで3年の獄中生活を送りつつも、釈放と追放解除後には首相の座に

3) 例えば、板垣興一「東南アジアのナショナリズムと経済発展—植民地主義の遺産をいかに評価すべきか—」『アジア経済』3巻5号(1962年5月)。竹原憲雄「戦後賠償・経済協力と政府開発援助(1)(2)」『桃山学院大学経済経営論集』42巻4号(2001年4月)および43巻1号(2001年6月)。湯伊心「海外経済協力基金の設置経緯：プラント輸出促進の観点から」『横浜国際社会科学研究所』15巻1/2号(2010年8月)。辛島理人「日本型地域研究の生成と制度化：戦後日本経済とアジア研究」『人文学報』105号(2014年6月)など。

4) 1950年代において「東南アジア」といった場合、その地理的範囲は現在のASEAN諸国に加えて南アジア諸国や西アジアの一部の国が含まれていた。

5) 船舶や車両、工場機械などの大規模設備や資本財の輸出。

まで上り詰めた。

こうした経歴から、「戦前は東条内閣の閣僚で、戦後すぐにA級戦犯として逮捕され、しかも運よく起訴を逃れた後、右旋回をした占領軍権力に取り入ってふたたび支配層にのし上がっていった、言うならば戦前と戦後をとおしての反動を体現しているような人物⁶⁾」というイメージが安保闘争の中で浸透してきた。「昭和の妖怪」(岩見隆夫)、「巨魁」(岩川隆)、「不死鳥」(塩田潮)などと呼ばれる所以であろう。こうした一連の岸信介評の中で、岩川隆の岸信介評は異彩を放っている。

私がかれのことばのなかに、知識人にはめずらしい、ふてぶてしい実業人の根性を感じる。いかえれば、頭脳明晰にして冷静な、たぐいまれなりアリスト(現実主義者)ということであろう。それはすくなくとも、名こそ惜しけれという武士の思想ではなく、商人の思想である⁷⁾。

もちろん、岸を「商人」と断定することには慎重であらねばならない。ただし、1920年の農商務省入省以来、商工業振興や満州の産業開発に従事した岸にとって、商工政策は最も従事経験の長い政策分野であった。日産を率いる鮎川義介を満州に誘致し、財閥誘致に反対する満鉄との折衝を行うという政治工作を成し遂げたのも満州時代の岸の実績である。このため、岸は産業界の動向や財界人の行動原理などに習熟しており、自身の政策構想においても商人的な発想が基層となっていたことは考えられる。

では、岸はいかにして戦後日本の政界に復帰したのだろうか。戦後、1948年12月に巣鴨プリズンを釈放された岸は、藤山愛一郎の支援で日東化学工業の役員に名を連ね、翌1949年には後援団体となる箕山社を設立した。箕山社には、椎名悦三郎、山下太郎、永野護、三輪寿壮、安倍源基、藤山愛一郎、南条徳男、三好英之、武知勇記、川島正次郎、福家俊一、中安閑一などの政財界の要人が出入りし、岸の政治復帰に向けた動きが生じていった。

サンフランシスコ講和条約の発効と自らの追放解除を見据える中、1952年

6) 山本義隆『私の1960年代』金曜日、2015年、17頁。

7) 岩川隆『巨魁：岸信介研究』徳間文庫、1982年、75頁。

4月19日、岸は箕山社の人脈を基に日本再建連盟を結成した。自由党内での吉田と鳩山の対立、改進黨の党内不和、社会党の左右分裂が生じ、政界全体で反吉田の風潮が高まっていた。こうした中、岸は保守勢力と社会党右派を含む一大政党を新設しようという構想を描いたのである。そして、日本再建連盟が提唱した「五大政策」には、その後の岸の政策構想を形作る重要な要素が含まれていた。すなわち、①新しい時代感覚を基準として国民に訴えるようなものを打ち出す、②共産主義の侵略を排除し、自主外交を堅持して平和国家の建設を期する、③日米経済の提携を深め、アジア諸国との通商を密にして、産業経済の興隆を期す、④農山漁村の振興と中小企業の育成、勤労大衆の福利増進を図り、民生の安定を期する、⑤国民の総意に基づき、憲法を改正し、独立国家としての体制を整備する、というものである⁸⁾。

このような政策構想が提唱される一方、日本再建連盟による政治活動は困難を伴うものであった。岸は旧無産党系の議員を取り込み、社会主義者の一部を含む保守政党と保守の一部を含む革新政党が競い合う二大政党制を志向したが、日本再建連盟への無産党系の取り込みは実現しなかった。また、1952年10月の総選挙では数十名の立候補者を擁立したものの、武知勇記を除いて落選という結果に終わった。

岸にとって政界復帰の契機となったのは、1953年3月の吉田による「バカヤロー解散」である。解散に伴い、岸の実弟であり自由党幹事長であった佐藤栄作は岸の自由党入党手続きを行った。郷里の田布施町からは佐藤が立候補したため、岸は出生地山口市を本拠地として立候補し当選を遂げた。

当選後、自由党憲法調査会長の立場を活用して党内に保守合同の機運を広め、1954年11月には日本民主党を鳩山や重光と共に立ち上げ、幹事長に就任する。しかし日本民主党は1955年2月の総選挙で第一党となったものの政局は安定しなかった。政局を安定すべく、民主党の三木武吉・岸信介、自由党の大野伴睦・石井光次郎らによる「民自四者会談」を通じて11月15日には岸を幹事長とする自由民主党が設立されることとなった。

8) 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』文芸春秋、1981年、112-113頁。

日本再建連盟結成以来の悲願である保守合同を成し遂げた岸の次なる目標は、総裁就任であった。折しも、次期総裁の急先鋒と目された緒方竹虎が1956年1月に急死、7月には岸の支援者であった三木武吉もこの世を去った。8月には鳩山が政界引退を表明し、次期総裁をめぐる党内の論争が活発化することとなった。12月に行われた総裁選には、岸信介、石橋湛山、石井光次郎の3名が立候補し、岸は第一回投票で一位を獲得する。しかし、岸と石橋による決選投票では、第一回で石井に投じられた票が石橋に回り、「二三位連合」によって7票差で石橋が総裁に選出されることとなった。石橋湛山内閣では自らの希望に基づき岸は外務大臣に就任し、対米関係の深化と経済外交・文化外交の推進を目指す。石橋の病気により石橋内閣は1957年2月に総辞職する。その結果、石橋の入院中に首相の職務を代行していた岸が正式に首相に就任し、2月25日、岸信介内閣が成立した。地元山口の熱烈な支援を受け、「防長の誇り岸さん」が「県民待望の岸内閣」を組閣した瞬間であった⁹⁾。

(2). 岸政権下での東南アジア外交とその目的

首相就任から1か月後の1957年3月、岸は強力な経済外交を推進すべく、外務省の諮問機関として、経済外交懇談会を新設した。3月15日に開催された第一回会合では、植村甲午郎や藤山愛一郎、高崎達之助、高杉晋一、一万田尚登などの政財界人が招かれた。保城広至によれば、懇談会の主なテーマが東南アジアの経済開発に絞られていたことから、岸が経済界の意見を東南アジア経済外交の指針に据えようと考えて懇談会を設置したことはほぼ間違いないという¹⁰⁾。

そして1957年5月、岸信介は戦後の総理大臣としては初めての東南アジア周遊を実施した。対象国となったのは、パキスタン、インド、セイロン、ピ

9) 大和裕美子「戦後日本における戦時指導者・戦争犯罪人観（下）—山口県発刊のメディアに見る岸信介観を通して—」『比較文化研究』第28号（2010年）、88-89頁。

10) 保城広至「岸外交評価の再構築—東南アジア開発基金構想の提唱と挫折—」『国際関係論研究』17巻（2001年9月）、67頁。

ルマ、タイの5カ国と台湾であった。スケジュールは5月中旬の国会閉会から6月中旬の渡米までの短い期間を活用せざるを得ない状況にあったため、ベトナム、カンボジア、ラオス、フィリピン、インドネシアへの訪問は米国から帰国後できるだけ早い機会を見つけて訪問することとされた¹¹⁾。賠償問題を抱えていない南アジアを中心に、西から順に訪問するという趣旨であった¹²⁾。

後年、原彬久が岸に対して行ったインタビューによれば、岸の東南アジア訪問の目的は、「アジア発展の指導役」として経済外交を推進していくことを6月の訪米で示すため、訪米に先立ってアジアの首脳と日本の構想について討議し現地事情を把握することにあった¹³⁾。その構想の一つとして、東南アジア開発基金構想があげられる。岸は東南アジア開発のための地域的開発機構の設立を東南アジア各国に提唱したのであった¹⁴⁾。東南アジアの開発に加え、日米対等を目指すための訪米の布石、アジアにおける日本の地位確保、ネルーや蒋介石と会談する政治的効果、経済協力を通じた東南アジア市場確保のための事前調査、国内政治基盤の安定といった複合的な目的も見据えられていた¹⁵⁾。

では、日本政府は東南アジアをどのような眼差しで見っていたのだろうか。ここでは、外務省作成の「総理の東南ア諸国訪問に当たつての資料¹⁶⁾」に基づいて振り返ってみたい。同資料は、中ソの潜在的脅威は認めつつも、朝鮮半島や中台間など極東における局地戦争が発生する危険性が低下したと指摘

11) 「総理の東南アジア訪問に関連し、今回の訪問に漏れる諸国に申し入れの件」アジア局長発、在ベトナム・カンボジア・フィリピン大使、在ジャカルタ倭島公使宛て、1957年4月、戦後期外務省記録A'-0152。

12) 同上史料

13) 原彬久『岸信介証言録』中公文庫、2014年、164-165頁。

14) 佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策（1955～1958年）」中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003年、249-250頁。

15) クォン・ヨンソク『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年、44頁。

16) 「総理の東南ア諸国訪問に当たつての資料」外務省官房総務課、1957年6月、戦後期外務省記録A'-153。

している¹⁷⁾。また東南アジアに関しては、ジュネーブ協定に基づくベトナムの南北分断により、状況が安定化したとの認識を示していた。こうした中、岸による東南アジア外交の基本的方向性は、「アジアの繁栄と平和」の確保によって世界平和に寄与するということであった¹⁸⁾。その具体的手段として、東南アジア諸国の国家建設過程における産業や教育の発展を重視したのである。

上記資料において東南アジア諸国と討議予定の論点は、中共問題、経済協力、通商問題、核実験問題から構成されるが、本稿では紙幅の都合上経済協力と通商問題について整理する。

対東南アジア経済協力については、「従来より市場性の面から相当の協力をしてきたが、この協力関係をますます有機的に強化したい」という基本方針が示された。そして、市場性だけではなく、開発や工業化についても日本の技術と工業生産力を活用して東南アジア諸国の経済建設に協力していく旨の姿勢が示された。そして、「東南アジア諸国に対する経済協力を促進するため、輸出入銀行法及び投資保険制度の改正をし、民間企業による経済協力の促進を図ることとした¹⁹⁾」と制度改正の周知を図ったのである。

加えて、先述の東南アジア開発基金創設を各国に提案するとともに、工業技術伝播のための技術センター設立に関する意見を把握し、こうした多国間協調枠組みを立ち上げるべく意見集約が目指された。その一方、東南アジア各国政府に対しては、二重課税の防止や利益送金保証、経済協力により設立された企業等を妥当な理由なく国有化しない旨の保証、経済協力関係事業に対する関係国政府の優遇措置等を要請することが想定された。

通商問題については、東南アジア諸国共通の問題として、工業化により各国の資本材輸入が増加する一方、農林水産物を中心とした輸出は振るわず、各国が外貨不足に陥っているという点が指摘された。この観点から、開発用

17) 同上史料, 6-7頁。

18) 同上史料9頁。

19) 同上史料30頁。

資材の長期延払輸出に係る各国の要請を一定の条件の下で受け入れることが想定された。

上記資料が示すように、岸の東南アジア訪問は経済外交としての要素を少なからず含むものであった。では、岸の外交構想において、経済外交はどのように位置づけられるべきであろうか。第一次東南アジア訪問後の1957年9月、岸は『外交青書』で「外交活動の三原則」を示す。この三原則とは、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持といった政治的修辭に富むものである。しかし、この三原則の基層に、日本の経済発展という要素が埋め込まれていたことは指摘されるべきである。

例えば、1956年に生じたスエズ運河国有化に伴う西欧諸国とアラブ・ナショナリズムの対立において、岸政権はエジプトの説得に努めアジアの一員としての自主外交姿勢を提示した。この行動の背景には、中東におけるソ連の影響力増大を阻止し、中東と西欧諸国の仲介者として西側の利益を守るとともに、西側の産業発展に必要な石油の安定供給に貢献するといった目的があった。このように、岸による国連中心主義や自由主義諸国との協調という外交方針は、西側秩序の安定化という冷戦外交としての側面と日本の経済界の事業環境整備という経済外交としての側面が結びつくことで形成されたものだと考えられよう。

だからこそ、岸は東南アジア歴訪においても、東南アジアへの中国の影響力拡大を防止するという冷戦上の目的を置きつつも、日本が東南アジアにおいて果たしうる役割は経済協力分野に限られるという経済的側面を強調したのではあるまいか。さらに言えば、「外交活動の三原則」は、日本の東南アジア外交への米国の理解を促すために冷戦的色彩を強く打ち出してはいたものの、実態としては日本が東南アジアに経済進出するための大義名分としての要素を内包するものだったと考えることもできる。事実、岸政権下において東南アジア開発計画の立案主導権は外務省から通産省・財務省に移管されていき²⁰⁾、通商産業政策や経済政策としての側面が強まっていった。

20) 波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策』早稲田大学出版部、2007年、55-59頁。

(3). 岸信介のアジア観と米国の懸念

岸の東南アジア訪問は、先述の目的に加えて、戦前期に薰陶を受けた大川周明の大アジア主義に対して戦後も想いを馳せ²¹⁾、満州での自身の経験と結び付けつつ²²⁾、「アジアの盟主」たらんとする岸のアジア観に基づく行動であったことも見逃すことはできない。

岸は、かつて満州で志した国家統制経済を、再び再構築しようとしていた。事実、長谷川隼人が指摘するように、岸は重化学工業の発展に基づく貿易立国を志向し、アジア諸国と日本の間に工業生産面での垂直的分業体制を構築し、経済的自立を図ろうとしていた。その際、日本国内における長期経済計画に基づき政府が一定程度市場を統制し、労働者の支持を集めうる社会政策の展開を試みた。経済成長を上位目標とし、東南アジアに対しては現地の反植民地主義の高まりに乗じて賠償や経済協力を提供することで、現地購買力の強化と日本企業の販売市場確保、資源供給先の確保を目指したのである。即ち、日本国内の長期経済計画に基づく経済成長を達成するために、西側陣営や非同盟といった冷戦の論理にとらわれない実利重視の外交を展開したのである²³⁾。

こうした岸の姿勢は、米国から懸念が寄せられることとなった。第一次東南アジア訪問から帰国した後の1957年6月19日、岸は米国を訪問し、アイゼンハワー大統領（Dwight Eisenhower）と会談した。会議において、日米新時代に向けた岐路に立っているとの認識を示した岸は、共産化防止を目的とした国内無党派層の自民党への取り込み、日米安保条約改正、北方領土・沖縄・小笠原等の領土問題についての見解を述べた。その後、日本の東南アジア貿易に触れ、「東南アジアにおける経済的繁栄の基礎を築くべき日本は、同地域への輸出を振興すべきであるが、そのためには現地の購買力増強に向

21) 原彬久 (2014) 前掲書, 448頁。

22) 原彬久『岸信介：権勢の政治家』岩波新書, 1995年, 190頁。

23) 長谷川隼人「岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討」一橋大学博士論文 (2015年3月), 377-397頁。

けた支援をしたい。²⁴⁾」と伝えた。こうした見解を踏まえ、東南アジア地域における基本的問題として資本と技術の欠如を指摘し、プラント設備への投資や生産設備の改善が状況改善に資するとして、米国の支援を求めた²⁵⁾。岸の思惑は、東南アジア開発基金の必要性を主張し、設立に向けた米国の出資を求めるというものであった。一方、米国側は東南アジアにおける対日不信の存在を把握し、日本が帝国主義時代の悪しき慣習に逆戻りするのではないかという危惧をしていた。米国の認識は、日本人は同地域のセンシティブな国民に対し、もっと民主的なアプローチをすべきというものだったのである²⁶⁾。帰国後、岸は「国民諸君の要望をそのまま率直に米国側に説明した」というメッセージを発し、日米の対等性を強調したが、実際には日米間で見解の相違が残ったまま帰国した感は否めない。

そして、1957年7月10日に組閣された岸改造内閣においては、外交における経済重視の風潮がさらに強まった。藤山愛一郎が外相に登用されたのである。藤山は戦前期に南洋協会副会長や南方経済懇談会会長、海軍省顧問を務め、仏印、タイ、マラヤ、インドネシア、フィリピンを歴訪した経験を持っていた²⁷⁾。戦後において藤山は「朝鮮事変はいつ終わるかわからない。いつまでも特需、新特需をあてにしていくわけにはいかん。正当に物を作って、正常の貿易で出していくことが根本だ²⁸⁾。」として貿易拡大による経済成長の牽引を重視してきた。東南アジア開発基金構想についても、実現性の担保と米国の同意取り付けの観点から、岸構想を縮小させた「藤山試案」を策定した。

9月23日、国連総会出席のため渡米した藤山はジョン・ダレス国務長官(John Dulles)と会談したが、「藤山試案」に対するダレスの反応は消極的だった。ダレスは、東南アジア諸国に対して日本が技術と資本を提供すると

24) Memorandum of a Conversation, White House, Washington, June 19, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.23, p373.

25) *Ibid.* p373.

26) クォン・ヨンソク前掲書, 78-79頁。

27) 藤山愛一郎「私の履歴書」『私の履歴書第四集』日本経済新聞社, 1957年, 348頁

28) 藤山愛一郎「国際経郎に勝つための経済政策を」『産業と人材』(1953年1月), 30頁。

いう方針には賛同しつつも、世界銀行などの援助機関が存在する中で新規に基金を設立する必要性はないという認識を示した²⁹⁾。そして、これまで基金設立に言及してこなかった東南アジア諸国が、日本の構想にどのような反応を示すのかと米国側から問われる中で、藤山は「いまだ反応は把握できていない³⁰⁾」と回答に窮した。岸の第一次東南アジア訪問において、東南アジア開発基金構想に対する各国の反応は冷淡だったからである。

このように、東南アジアの現地情勢や対日認識を的確に把握すべきという米国側の要請がある中、岸は第二次東南アジア訪問を実施した。ベトナム、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンといった訪問国のうち、インドネシアとベトナムについては賠償交渉が進められていた。岸自身、「戦時中色々迷惑をかけたなり、被害を与えたりしたことに対し遺憾の意を表すると共に、アジアの日本としてこれらの国々の実情を把握し、首脳者と親しく語り合ってその要望を十分に把握したうえで米国との話し合いに入ることが適切である³¹⁾」とし、訪問の目的に謝罪としての要素を含めていた。

実際、ベトナムにおいて岸は、「各国に対し相当の損害を与えたことは十分に反省しており、わが国としてもその保障をしなければならない。」と述べる一方、「我が国としては将来長きにわたり、当国産業復興に寄与出来る方法を選ぶことが、最良のゆき方である。」と賠償や経済協力への意欲を示した³²⁾。また、現地日本大使館から対日世論に留意すべきと要請されていたオーストラリアにおいては、「此の悲しむべき戦争中に起こった事態に対し我々の率直なる遺憾の意を表することは、公人としての私の義務であり且私の個人的願望でもある³³⁾」と述べた。

29) Memorandum of a Conversation, Secretary Dulles' Office, Department of State, Washington, September 23, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol23, p499.

30) *Ibid.* p500.

31) 岸信介(1983) 前掲書, 1983年, 312頁。

32) 「岸総理大臣とゴー・ディン・ディエムヴェトナム大統領との第二次会談録」小川臨時代理大使発, 1957年11月20日, 戦後期外務省記録A'-0151。

33) 「豪州連邦政府主催パーラメントラリー・ランチョンの際の挨拶」, 1957年12月4日, 戦後期外務省記録A'-0150。

日本外務省が起草した挨拶文や岸の思惑は上記の通りであるが、東南アジア諸国における対日感情について、岸本人が真に配慮していたかは疑問が残る。むしろ、岸は東南アジア諸国民の感情と直接向かい合う機会を得なかったのではなかろうか。例えば、第一次東南アジア訪問後の時点で岸は次のように述懐している。

東南アジアの国々では、日本が始めた太平洋戦争をどう思っているのかと気になっていたが、どこでも『お前の国はペーパー（紙）とバンブー（竹）しかないのに飛行機や戦車を作ってイギリスやオランダを追い払った。おかげで我々は独立できたのだ』といていた。歓迎パーティでの話だから外交辞令もあれば一杯きげんもあつただろうが、全部が全部お世辞だとも言い切れないような口ぶりだった。それに戦後日本の復興ぶりにも驚いていたようだ。世界中を相手にした戦争であれだけたたきめされたにもかかわらず。10年もたつとみんな立派な服装をし、テレビまで持っているという日本人は偉い民族だ、我々は見習うべきだ、という気持ちを持っていた³⁴⁾

岸の歓迎パーティに参加した東南アジアの政治指導者が、どこまで外交辞令に富む「お世辞」を述べていたか特定することは困難であろう。また、第一次東南アジア訪問から第二次東南アジア訪問までの間に、岸の認識が変化していた可能性は否定できない。しかし、同時期に移動大使として東南アジアを歴訪していた小林中（日本開発銀行総裁）は、岸の外交姿勢に対して次のような懸念を抱いていた。

ある国は、日本はああいう構想〔筆者注:東南アジア開発基金構想〕のもとに、いわゆる大東亜共栄圏のようなものを、今度は武力ではなしに経済力を背景として再現しようとしているのではないかと疑っているし、またある国は、日本はああいう名目でアメリカから資金を引き出して、結局自分の商売のために最も有効に使おうと考えているのではないかと気を廻している³⁵⁾。

34) 岸信介『岸信介回顧録：保守合同と安保改定』廣濟堂、1983年、315-316頁。

35) 小林中「東南アジアをめぐる」『経団連月報』5巻12号（1957年12月）、13頁。

また、輸銀の理事であった加藤寛一も、小林と同様に東南アジアにおける対日不信を懸念し、経済協力や海外投資の主体を民間ベースに留めるべきだと認識していた³⁶⁾。

確かに、保城広至が指摘するように、岸が設立した経済外交懇談会を構成した財界人の中には、アジアに対する贖罪意識が希薄だった³⁷⁾可能性は大いにある。ただし、岸政権下で東南アジア進出を目指した日本の政財界は必ずしも一枚岩ではなかったのである。こうした政財界の状況に直面しつつも、結果として岸は日本経済界の東南アジア進出に対して政策的支援を講じていくこととなった。

3. 戦後日本の「プラント輸出」と通商支援施策

(1). 「プラント輸出」を通じた貿易振興

なぜ、岸はこうまでして経済重視の路線を貫いたのだろうか。また第一次東南アジア訪問で示された「従来より市場性の面から相当の協力をしてきた」とはいかなることを意味するのであろうか。そして、このことは輸銀法や輸出保険制度の改正とどのように絡み合っていたのだろうか。本節では、戦後日本の「プラント輸出」との関係を中心に、経済界の動向を論じていきたい。時期は占領期にまで遡る。

終戦直後の日本の民間貿易は、1947年から外国人貿易商（バイヤー）の日本入国が許可される形で再開し、1949年にはGHQによって行われていた輸出入契約の承認権限が日本政府に移管されることとなった。同年、外為法（外国為替及び外国貿易管理法）が施行され、輸出取引が民間に移された。

1949年以降、ドッジラインによって日本経済は一応の安定を見たものの、経済水準は戦前期を依然下回っており、経済的自立に向けた貿易量の増大が求められていた。こうした中、1950年には朝鮮戦争勃発や米国による開

36) 加藤寛一「我が国海外投資の方向性と輸銀法改正」『アジア問題』6巻4号（1957年4月）、78頁。

37) 保城広至（2001）前掲論文、62頁。

発途上国への援助の進捗と相まって、日本の輸出は活況を呈するようになる。「2、3か月前には金詰りに喘ぎ、前途に対してほとんど多くの期待を持たず、不況到来必至と覚悟をきめていたのが日本経済であったと思えば、その変化のはなはだしいことに私どもは一驚せざるを得ない³⁸⁾」という稲葉秀三(国民経済研究協会理事長)の言説は、経済界の反応を端的に表していた。そして、「世界大戦になって国内に破壊が加えられないかぎり、前途は極めて明るい³⁹⁾」という清水通夫(小野田セメント常務取締役)の言葉が示すように、経済界は特需に沸いたのである。

こうした朝鮮特需を通じ、1950年段階で重機械の輸出額は4,700万ドルに上り、船舶・車両・電気機械・通信機械、繊維機械などの資本財からなる「プラント輸出」が脚光を浴びるようになった⁴⁰⁾。通産省機械輸出課は、米国の東南アジア開発計画の実施に伴う資本財需要の増加を期待するとともに、将来的には中国市場に発電機械や鉄道、港湾施設、工作機械などを輸出しようとしていた⁴¹⁾。日本の貿易額において、東アジアを除くECAFE諸国⁴²⁾の比率は、輸入面では1935-37年平均の17.5%から、1947年の4.3%に下落した後、1950年には22.3%に増加した⁴³⁾。輸出面においても、同時期の比率は20.8%から40.2%、36.9%と推移した⁴⁴⁾。中国や韓国との国交回復が実現しない中で、東南アジア地域は日本の重工業発展に向けた貿易相手国として重要性を増していたのである。

38) 稲葉秀三「朝鮮動乱と日本経済」『日産協月報』5巻9号(1950年9月)、2頁。

39) 「日本経済界は朝鮮事変をどうみているか」『実業之日本』53巻15号(1950年8月)、46頁。

40) 上田寅蔵「東南ア開発と輸出入銀行」『貿易界』42巻(1952年)、2-3頁。

41) 石川一郎[他]「いかにしてプラント輸出を促進するか(座談会)」『日産協月報』5巻6号(1950年6月)、12頁。

42) タイ、インド、パキスタン、セイロン、カンボジア、インドネシア、イラン、フィリピン、マレーシア、アフガニスタン、ベトナム、ビルマ、シンガポール、ネパール、ラオス。

43) 国際連合編、経済審議庁訳「アジア経済の概観」お茶の水書房、1953年、148頁。

44) 国際連合編(1953年)前掲書、148頁。

(2). 輸銀法の改正

「プラント輸出」は通常の輸出と異なり、契約や納入に比較的長期間を必要とするとともに、金額も大きい。ゆえに、「プラント輸出」に携わる日本の企業には長期運転資金の確保が求められる。特に製造業においては、工場設備の設計仕様を作成し、プラント構成部品の原材料を調達・加工した上で輸出することになるため、設計から納入後の決済までの資金的余裕を持たねばならない。ただし、当時の日本における輸出金融は短期の貿易手形制度しかなく、1年を超える長期資金需要に対応しうる政策金融手法が未整備であった。前金の支払いを輸入者に求めるなど、輸出者に有利な支払い条件を設定すれば、国際的な輸出競争が高まる中では競争国に契約を取られてしまうという課題に日本の経済界は直面していた⁴⁵⁾。

そこで、日本企業の輸出向け資金を支援する機関が求められたのである。1950年4月、池田勇人蔵相および宮澤喜一、白洲次郎らが訪米した。池田は対ドッジ交渉でワシントンとの人脈を築いていたが、吉田茂は細心の注意を払い、米国の財政事情の見学とドッジラインの実施報告という名目で池田を派遣する事とした⁴⁶⁾。ただし実際の目的は、所得減税や債務償還緩和などとともに輸銀設立に関する調整を行うことにあった。

ドッジとの交渉において、日本側は輸出金融と輸入金融双方の機能を備えた金融機関の設立を主張したが、ドッジは外貨流出につながりうる輸入を規制する目的から輸出金融に限定した機関とすべきと主張した⁴⁷⁾。こうした交渉の結果、輸出金融機関の設立に関して日米間で合意がなされ、池田達は同年5月に帰国した。そして、同年11月に来日したドッジによって日本輸出銀行の設立が認められるとともに、次のような原則が明らかにされた。①政府の直接支配から独立した金融機関であること、②民間商業銀行との競争関係を排除する事、③日本企業の資本財輸出に対する長期信用供与を主業務とし

45) 石川一郎〔他〕前掲論文、22頁。

46) 宮澤喜一「輸銀設立交渉の思い出」『10年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973年、133-134頁。

47) 宮澤喜一（1973年）前掲論文、134頁。

つつ、余剰資金がある場合には外国企業向け融資ができること、④政府出資以外の借入を行わない事。これらの原則に基づき、1950年12月に日本輸出銀行が設立され、翌1951年2月に操業を開始した。

しかし、日本輸出銀行の操業からほどなくして、「プラント輸出」は苦境を迎えた。日本製品はコスト競争力や国際的な売り込み競争の面において他国の後塵を拝していたのである⁴⁸⁾。このため、日本輸入銀行の融資原資に余剰が生じた。1952年の「プラント輸出」額は前年比60%減の3,500万ドルに低下してしまった⁴⁹⁾。また、吉田茂の東南アジア開発構想の進展とともに、東南アジア産原材料の日本への輸入を支援する金融手法が求められるようになった⁵⁰⁾。そこで、1952年4月には、日本輸入銀行は日本輸出入銀行（輸銀）に改組され、輸入代金の貸付を開始した。さらに、翌1953年2月には、国際競争力強化の観点から輸出に先行して投融資による進出を支援することを目的とし、輸銀の業務に海外投融資、債務保証が加わった。この海外投融資の新設により、輸銀は海外経済協力実施機関としての拡大発展を迎えることとなった。

輸銀の基本的業務方針は、輸出入銀行法に基づき民間金融機関の活動を補完することにあった。例えば、融資条件としては、商業銀行が融資困難な場合において、商業銀行を通じて融資の申し込みを受け、商業銀行等の協調融資⁵¹⁾または商業銀行に対する手形割引⁵²⁾の形態をとり、商業銀行の利率を勘案した利率設定をすることとされていた⁵³⁾。

48) 「輸出入銀行の発足」『東京銀行月報』4巻5号（1952年）、31-32頁。

49) 山際正道「プラント輸出の活況と輸出入銀行」『経団連月報』2巻7号（1954年）、16頁。

50) 山際正道「新発足した輸出入銀行の使命」『実業之日本』55巻9号（1952年5月）、52-53頁。

51) 大型の資金調達ニーズに対して、複数の金融機関が協調して協調融資団を組成し、一つの融資契約書に基づき同一条件で融資を行うこと。シンジケートローン。

52) 約束手形を満期日以前に手形割引事業者や銀行で換金すること。満期日前の割引料が差し引かれる形で現金化されるので割引手形と呼ばれる。

53) 資金使途としては、輸出金融業務においては輸出促進のための資金および技術提供促進のための資金に限定され、輸入金融業務については、輸入用原材料の資源開発および事業拡大に必要な前払資金に限定されていた。海外進出金融業務に関しては、日本企業による外国法人の株式取得や設備貸付に関する出資金、日本企業が外国で行う原材料等生産事業の設備投資に限定されていた。債務保証業務においても、上記の金融業務の対象となる資金に関する保証に限定されていた。

1951年に52億円を計上した輸銀の東南アジア向け融資残高は、1952年に24億円に減少したものの、1953年にはパキスタン等との貿易協定締結やインドへの車両輸出に伴い97億円を計上した⁵⁴⁾。輸銀の業務は多様化の一途にあるとともに、主軸業務である輸出金融業務は、延払輸出金融⁵⁵⁾を中心に好況を呈し始めていた。

このような資本財の延払輸出の進行に合わせ、日本の経済界からも海外投資促進のための助成措置が望まれるようになった。1955年11月には経団連が「本邦企業の対外経済協力の促進策に関する要望」を政府に寄せ、翌1956年4月から5月にかけて日機連も「海外投資促進に必要な機能について」や「海外投資機関の形態と運営について」という要望を発表した。8月には日本貿易会が「日本輸出入銀行の強化拡充に関する要望」を提出し、経済界は輸出金融政策の強化を求めた⁵⁶⁾。経済界の要望に合わせ、1956年12月に成立した石橋湛山内閣は通商政策の一環として海外投資専門機関の設立を掲げたが、前節で述べた通り同内閣は短命を余儀なくされた。そして、岸政権成立直前の1957年1月、経団連は「プラント輸出」や海外投資を促進するための総合的施策の一環として「日本輸出入銀行法ならびにその運用の改正に関する要望意見」を政府に提出し、制度の拡充を求めた⁵⁷⁾。

また、国際的にも1955年頃から東西両陣営による援助競争が高まりつつあった。ソ連を中心とする共産圏諸国は、商品による返済を認めた低利借款を供与するなど開発途上国の要望に沿った援助政策を展開した。これに対抗する米国は、1955年から1956年にかけて対外援助の重点を経済援助に移して開発借款基金(DLF)を設立した。イギリスやフランスは自国通貨圏に対する開発投融資を行い、西ドイツやイタリアは延払輸出の強化を目指した。

54) 金融問題調査委員会「日本輸出入銀行」『金融』93巻(1954年)、10-11頁。

55) 延払輸出とは、輸出者が相手国輸入者に対して一定期間にまたがる分割払いを認めること。輸出される産品の所有権は販売と共に輸入者に移転される。しかし、輸出者の債権が資金繰り上負担になる。このため、輸銀が輸出者に対して延払部分を貸しつける制度を延払輸出金融と呼ぶ。

56) 『10年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973年、79頁。

57) 経団連事務局「輸銀法の改正意見について」『経団連月報』5巻2号(1957年2月)、54頁。

先進各国は、民間資金や財政資金を使用して中長期の輸出金融を担う機関や輸出保険機関を改組・新設し、輸出市場の確保を目指した。同時に、海外直接投資を支援する政府系投資機関の設立を検討し始めていたのであった。このような競争環境の下、日本においても資本財輸出による諸外国との関係強化と日本経済界への裨益が求められるようになっていたのである。そこで、1956年に輸銀は、イギリス、米国、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギーなど自由主義先進国の輸出金融および輸出信用制度の調査を行った。そして、「世界に於ける中長期輸出金融・輸出保険・海外投資の各機関の現状について⁵⁸⁾」と題する調査報告書を取りまとめ、日本の制度改正に向けた検討を開始したのであった。

こうした経緯の中で、岸政権は成立したのである。1957年5月、岸政権は輸銀法を改正し、海外投資・海外事業金融に関する輸銀の業務拡充を定め、設備輸出に限らない海外投資や技術提供に対しても輸銀融資を可能にした。また、外国の政府機関等が行う開発事業のうち、日本経済にとって重要物資を開発する案件については、外国政府等に直接輸銀が融資を行えることとなった。更に旧法で定められていた融資期限は撤廃され、借入限度額が拡大されるなど海外情勢の変化に応じた柔軟な業務運営が施行されるようになった。

制度改正により、輸銀の海外投資は、1957年以降急拡大し、前年末に残高3,400万ドルであった融資規模は、1957年には単年で3,200万ドルを計上するに至った。特に、アラスカにおけるパルプ事業やブラジルにおけるミナス製鉄所、サウジアラビアにおけるアラビア石油に対する投資は輸銀の三大投資事業として累計で1億ドル近くの規模を記録した⁵⁹⁾。またニューカレドニアのニッケル鉱石生産に係る木造船輸出（1953年～1957年累計2億3,600万円）やフィリピンからの木材輸入に係る製材設備・林業機械（1955年～1959年累計9,500万円）など、資源開発に関する大規模案件が推進された⁶⁰⁾。1957年10

58) 「世界に於ける中長期輸出金融・輸出保険・海外投資の各機関の現状について」『海外調査資料』9巻、1956年、1-175頁。

59) 日本輸出入銀行（1973）前掲書、80-106頁。

60) 日本輸出入銀行（1973）前掲書、195頁。

月のネルー首相（Jawaharlal Nehru）来日を契機として成立した180億円の対インド円借款は日本における最初の大規模円借款であり、援助競争における日本の存在感を先進諸国に示そうとした事例と考えることができる。

こうした輸銀を通じた政策は、経済協力政策のみならず通商政策としてもその重要性を増していった。1957年12月に策定された新長期経済計画においては、輸出目標達成のための重点施策の一つとして輸銀による金融がクローズアップされ、重化学工業製品の輸出促進が目指された。1959年から1960年にかけて、日本の輸出額拡大という形で輸銀重点化の効果が出始め、同期間における船舶輸出のほとんど全てが輸銀による融資対象となっていた。その後、池田内閣が1960年末に発表した所得倍増計画においても、貿易と国際経済協力を通じた日本の経済発展を支える機関として、輸銀の政策的重要性は確固たるものになっていったのである。

(3). 輸出保険制度改正

岸政権下では、輸銀の拡充と共に輸出保険制度の拡充も行われた。輸出保険制度もまた、「プラント輸出」を振興すべく通産省が創設した制度である。

1950年代における輸出入などの国際取引では、代金決済方法として荷為替手形⁶¹⁾を始めとした外国為替手形が用いられていた。この荷為替手形を用いた決済の場合、輸出時の船積みから手形の振り出しによる代金回収までに時間を要した。この間に、輸入者が支払いを拒絶したり、支払が不可能になったりして手形代金の回収が不可能になる危険性があった。もちろん、輸出品の代金を前金で受領したり、金融機関に取消不能信用状⁶²⁾の発行を依頼するなどの手法を用い、こうした輸出信用リスクを回避することはある程度可能

61) 為替手形に船荷証券などの船積書類を添付したもの。販売代金の早期回収を目的として、荷送人を受取人、荷受人を支払人とする為替手形を振り出し、銀行で割引を受ける。

62) 信用状の一種。受益者（輸出者）に通知された以上、その信用状関係者である開設依頼人（輸入者）、開設銀行、買取銀行、受益者の全部の同意がなければ取消または修正ができない信用状。支払人である輸入者が信用状発行のために銀行に保証金を支払うため、輸入者にとっての負担が増えるうえ、手続等には一定の時間を要する。

ではある。しかし、前金の授受や取消不能信用状の発行は、輸出振興のために輸出契約を迅速かつ効率的に締結するという点では、阻害要因になっていた⁶³⁾。国際的な輸出競争が激化する中、簡便な取引契約を締結することで各国は輸出競争力を補完しようとしたのである⁶⁴⁾。そこで、輸出信用リスクをヘッジするために考案されたのが輸出保険制度である⁶⁵⁾。

このような中、日本においても1950年3月に輸出信用保険法が施行され、通常の損害保険では救済できない貿易上のリスクを填補する制度が発足した。カバーしたリスクとは、前述の輸出信用リスクに加えて、戦争や事前災害等によって輸出代金の回収が不可能になる非常リスク、景気変動等により委託販売物が予定通り販売されない事業リスクであった。こうしたリスクは、リスクの発生確率の算定が困難であったり、リスク発生時の損害額が甚大であったり、あるいは輸出先の信用情報を取得することが困難であったりするなど、民間の損害保険会社では対応することが困難な分野であった⁶⁶⁾。そこで、輸出保険制度は通商産業省直轄の事業として発足し、輸出保険特別会計に基づく独自採算事業として運営されることとなった。

日本における輸出保険制度は、経済界などの要望を踏まえて数次にわたる改正が行われ、制度拡充が目指されていった。輸出信用保険法が施行された1950年3月以来、1951年6月、同年12月、1952年4月に制度改正が行われ、1953年8月には名称が輸出保険法に変更になった。保険メニューとしても、1953年に輸出手形保険⁶⁷⁾、1954年に委託販売輸出保険⁶⁸⁾が加わった。さらに、1956年4月には、中南米や東南アジアにおける技術提供や現物出資等の投資

63) 高橋芳三「輸出保険制度について」『経済集志』29巻2号（1959年）、674-675頁。

64) 「輸出保険法と変わった輸出信用保険法」『時の法令』105巻（1953年）、4頁。

65) イギリスでは1918年時点に貿易保証株式会社が設立されており、フランスでも1946年にフランス貿易保険会社が、西ドイツでも1949年にヘルメス保険会社等が輸出保険等の事業を展開し始めていた。

66) 高橋芳三「輸出保険制度について」『経済集志』29巻2号（1959年）、685-686頁。

67) 取消不能信用状のない輸出手形を為替銀行が買い取り拒否するなど際に発生した損害を填補する保険。

68) 輸出者が委託販売契約に基づき商品を輸出した場合であって、輸出・販売のために要した経費の回収が困難になった場合の損失を填補する保険。

活動の進展に伴い⁶⁹⁾、投資による収益確保や新市場開拓および「プラント輸出」を強化すべく⁷⁰⁾、海外投資保険⁷¹⁾が新設された。特に、「プラント輸出」に際する延払輸出に対しては、国庫を資金源とする輸銀の融資に対して政府が保証を行うなど、通産省自体が「妙な形⁷²⁾」と評するほどに、輸銀との提携の下で入念なリスクヘッジが行われた。

特に大規模な制度改正が行われたのが、1957年7月、第二次岸内閣においてである。折しも、日本の国際収支の悪化に対処するために国際収支改善緊急対策が公示され、その中心的施策として輸出振興策が発表されていた。この一環として、輸出保険制度についても、保険料率の引き下げや填補対象の拡大、長期貸付保険の創設などが定められ、同年8月から実施に移された。日本の輸出業者にとって輸出保険制度を使いやすくすることで、輸出を促進し、国際収支の改善に資することが目的であった。

このように輸出保険制度は1950年の制度創設以来、比較的高頻度の制度改正を重ねてきた。特に第二次岸政権下においては大規模な改正が行われるとともに、以後も経済界のニーズに即した形で、「プラント輸出」をはじめとする輸出振興を補完する目的で制度の拡充が図られてきたのである。

4. おわりに

本稿を終えるにあたり、冒頭で示した問いに対する考察を述べる。まず、輸銀法及び輸出保険制度が改正された背景は、民間貿易再開後の「プラント輸出」振興に伴う長期資金需要の増加とリスクヘッジ手法に対する要望の高まりがあったと考えられる。東アジア諸国との国交回復が実現しない中、経済界や日本政府は、東南アジア市場への「プラント輸出」によって産業振興を図ろうとしたのである。

69) 「海外投資保険の創設等」『時の法令』207巻（1956年）、27頁。

70) 白木満「海外投資保険制度について」『財政経済弘報』566巻（1956年）、7頁。

71) 投資活動によって得た株式を投資先国政府に収用されたり、投資先国における戦争や内乱で投資先企業が解散した場合の損害を填補する保険。

72) 真野温「輸出振興と輸出保険」『通商産業研究』6巻8号（1958年）、92頁。

だからこそ、1950年4月の池田勇人の訪米を契機として日本輸出銀行の設立が実現し、翌年以降には輸入金融や海外投融資、債務保証などといった支援策を拡充する形で発展していった。こうした拡大発展の中で輸銀は「プラント輸出」を担う機関としてその地位を確立させていった。1955年から56年にかけては、先進諸国での援助競争が高まり、日本においても東南アジア諸国との賠償協定や経済協力協定の締結を見据えて輸出信用制度のさらなる拡充が求められた。同様に、輸出保険制度においても1950年3月の輸出信用保険法施行に伴い制度が発足し、「プラント輸出」進展に伴う経済界の要望を踏まえて数次にわたる制度改正が重ねられてきた。

したがって、これら制度の改正と岸政権の関係は、1950年代前半の経済界による「プラント輸出」を基軸として噛み合っていたのである。戦前期に商工官僚としての道を歩み、「商人」とも形容される岸信介が政界復帰を目指して日本再建連盟を設立したのは、輸銀や輸出保険制度が稼働し始めた1952年のことであった。そして、岸は藤山愛一郎らの財界人の支援を受けて、政界復帰と首相就任を実現させることとなった。ゆえに、首相就任後の岸が東南アジア訪問の過程において、「アジアの繁栄と平和」を提唱した際にも、その根底には日本の経済界への裨益が意識されていたと考えられる。将来公開が期待される史料によって検証すべき点ではあるが、岸は経済界が過去数年にわたって要望してきた輸銀法や輸出保険制度の拡充を「アジアの繁栄と平和」を実現するための手段、すなわち「経済的武器」と捉えたのではあるまいか。

無論、輸銀法と輸出保険制度の制度拡充の経緯を見ればわかる通り、制度改正は岸以前の政権でも行われており、岸政権独自の政策というわけではない。むしろ、政権横断的に継続する「プラント輸出」の振興という課題に対して、過去の政権の政策的方向性を継承したともいえる。経済界の要望を受けて輸銀法・輸出保険制度の改正を実現するとともに、東南アジア諸国との国交回復と経済関係再構築を目指した岸は、商工官僚としての本懐を遂げようとしていたのであろう。

ただし、一連の東南アジア訪問の中で、これら制度改正を周知し、日本経済界の進出促進を試みたことは、岸の対東南アジア経済外交構想、ひいては岸のアジア認識の産物でもあろう。だとすれば、「アジアの盟主」としての自己認識に基づき、「アジア発展の指導役」を務めようとした岸外交の一翼を担う存在としても、輸銀法・輸出保険制度の改正は位置づけられよう。しかし、プラント輸出と戦後賠償の狭間の時期において、かつての銃剣に代わり、「経済的武器」を向けられた東南アジア諸国がどのような反応を示すか、岸本人が熟慮した形跡は見つかっていない。